



令和2年1月発行

法人ニュース仙南

第54号
2020



法人会キャラクター けんた

発行者／公益社団法人仙南法人会 白石市字中町11(井丸ビル6F) 発行人／会長 渡邊 大助

編集委員会／広報委員会 TEL／0224-24-5372 FAX／0224-25-6608 URL／<http://www.sennanho.or.jp>



写真：蔵の町並み雪景色（写真提供／村田町地域産業推進課）

主な内容

会長挨拶	2
特集記事「社員のやる気と業績も上がる！強い組織をつくろう」	3
令和2年度税制改正提言＜要約＞	5

事業報告	7
お知らせコーナー	13
税務署だより	14

新年のご挨拶

会長 渡邊 大助
(仙南信用金庫理事長)



新年あけましておめでとうございます。

会員の皆様には、穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。日頃より、当会の事業運営にご協力、ご支援いただき、厚く御礼申し上げます。新年にあたり一言ご挨拶申し上げます。

昨年は、昭和・平成・令和という流れの中、近現代では初めて「退位」という形で元号が変わり、新天皇陛下即位の礼に関する儀式も無事つつがなく終えられましたこと、心よりお慶び申し上げます。

我が国の景気は、米中の貿易摩擦や、中国・欧州の景気減速が懸念される中、消費税の増税に伴うポイント還元対応等の景気刺激策や、各種イベントによる雇用増で緩やかな回復状況を維持していると見ております。

身近なところでは、昨年の8月から10月にかけて集中豪雨や台風等の自然災害の多い年でも

を中心に、地域に密着した活動を積極的に展開してまいる所存です。

特に、昨年10月施行された消費税率10%への引き上げに伴う軽減税率制度が運用開始され、そして2023年10月より「インボイス（適格請求書等保存）様式」が導入されます。会員事業所に於かれましては、昨年同様、税務署等関係機関の協力を得ながら円滑に制度を理解いただけるよう積極的に取り組んでまいります。

最後になりましたが、当会の喫緊の課題の一つに会員増強があります。会員数は、平成11年度以降減少傾向となっており、今後、広く法人会活動を世の中にアピールし、充実した活動を行うためにも、一人でも多くの会員を増やして参りたいと考えております。つきましては、会員の皆様には、当会の事業運営に積極的に参画されとともに、お知り合いの非会員の方々に、法人会への加入勧奨を様々な機会を通して実施していただくようお願い申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

野口氏が表彰の栄誉に輝く

大河原税務署長納税表彰
副会長
野口 敬志氏



令和元年度における大河原税務署表彰式は11月11日に大河原町「ララ・さくら」において、申告納税制度の普及発展に努め、納税意識高揚の推進活動の貢献に対して、大河原税務署長より表彰状が授与されました。
(肩書は現役職・敬称略)
◆大河原税務署長納税表彰
副会長 野口 敬志氏

謹賀新年

会長

渡邊 大助(白石)

仙南信用金庫

筆頭副会長

村上 睦夫(白石)

(株)朝文堂

副会長

吉見 光宣(白石)

(株)きちみ製麺

大木 文孝(角田)

(株)大木組

野口 敬志(柴田)

(株)アステム

櫻井 淳一(大河原)

朝日工業(株)

佐藤 義信(蔵王)

丸山(株)

春日部泰昭(丸森)

(株)春日部組

米澤 光秀(川崎)

(有)米澤製材所

大沼 克巳(村田)

オオヌマ(株)

梅津 政志(七ヶ宿)

(有)クリキク七ヶ宿



利益を生み出す仕掛けと人づくり

社員のやる気と業績も上がる！ 強い組織をつくる

「ゲームは好きですか？」

大抵の人は、何かしらのゲームで楽しんだ経験があるのではないのでしょうか？

ゲームもいろいろな種類があります。野球やサッカーなどのスポーツもそうですし、トランプなどのカードゲーム、ボードゲームやコンピュータゲームも人気があります。

実は、ゲームには人が夢中になる要素があるのです。

それは、「達成目標」と「ルール」が明確であることです。

中小企業の 人材確保の 課題

リクルートワークス研究所の調査によると、202

0年3月卒の大卒求人倍率は1.83倍と言われており、つまり就職希望者一人に1.83社が求人していることとなります。

これだけでも、「だから人が採れない訳だ」と思いかもしれませんが、実は従業員300人未満の中小企業は8.62倍で、従業員5千人以上の大企業は0.42倍と、つまり大企業に人が殺到し、中小企業は全く人が採れていないのが現実です。

一方、中小企業の離職率はどうと、中小企業白書のデータでは、中途採用で約3割、新卒採用で約4割が3年以内に会社を辞めています。その内半分は、約1年以内に辞めています。つまり、これだけ採用が

困難な状況でありながら、ようやく採用した社員はすぐに離職し、採用と教育に費やした時間とお金が全てパーになっている訳です。

新卒社員の 採用は40年 に亘る2億 円の投資

生涯の平均年収を500万円とすると、新卒社員を採用することは、会社にとっても、そして社員にとっても、40年間に亘る2億円の投資になります。

その投資のリターンは何かというと、会社にとっては会社の成長・発展・存続（ゴーイングコンサーン）であり、社員にとっては、個人の成長・夢・生活になります。

この投資がミスマッチするということは、お互いに大きな損失と言えるでしょう。

つまり、採用の際には、40年間の会社と個人の将来像の擦り合わせが必要であるのに対し、特に中小企業ではその将来像が描かれてないのです。

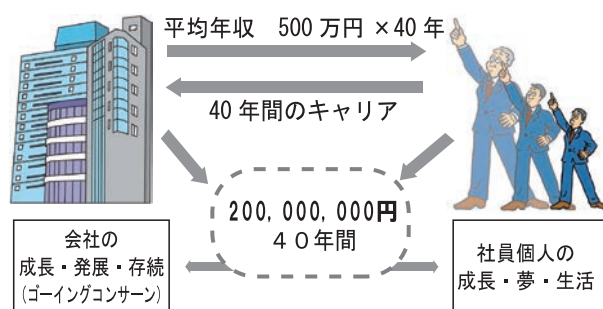
会社の将来像とは、いわゆるビジョンと言われる可視化された10年後、20年後の状態です。採用された社員達がそのビジョンを実現していくのです。

ほとんどの人間は、20歳に社会人となり、その後、30代、40代、50代、60代と、仕事を通じていろいろな経験を積み成長していきます。

例えば、大企業ならば、この会社で30代、40代、50代と自分がどんな仕事をしたいのかな成長をしていくかの姿が大体想像できます。但し、中小企業ではそれがあまり見えません。

なぜならこの社員のキャリアマップを考えていない

企業がほとんどだからです。入社した会社で、社員がどのように成長をしていくのかを描いたキャリアマップを示すことが、採用にはとても重要です。



組織の原動力になる 目的意識の共有

ゴーイングコンサーン（継続企業の原則）と前述しましたが、会社は、利益を生み、成長、発展、存続する

という原則があります。

企業は、世の中に価値を提供するために設立登記され、その目的を実現するために、おカネを集めて、ヒトとモノに投資して、利益という形でまたおカネを生みだし、成長、発展しながら世の中に価値を提供し続けます。

つまり、世の中に実在するものは、「ヒト」と「モノ」と「カネ」だけです。

人が2人以上いれば組織と言いますが、経営学者のバーナードは、組織の3要素を、「共通目的」「貢献意欲」「意思疎通（コミュニケーション）」と定義しています。

会社で言えば、この会社はどんな価値を世の中に提供するために存在しているのかという経営理念と、どこに向かっているのかというビジョンの共通目的を掲げ、社員一人ひとりが持てる能力を発揮する貢献意欲を持ち、定めたビジョン（目標）をチームとして達成し

ていくためのコミュニケーションを図ることです。

先日、日本のラグビーが快進撃を続けましたが、チーム全員が勝利を信じて疑わない強い信念を持っていたそうです。

人が能力を発揮するには、明確な理念とビジョンが必要です。

そのうえで、どのように勝ちにいくかの作戦、つまり企業戦略が必要なのです。



ラグビーでも野球でも、選手にはポジションがあり、そのポジションごとに求められる役割や能力が異なります。

各ポジションには、能力に応じた適材適所の選手を配置して、その選手が作戦

通りにきっちり仕事をする

と、チームは勝利します。

それが戦略です。

企業組織も全く同じことで、ビジョンを達成するにはどんな機能が必要で、その機能の役割と必要な能力はどのようなものかを、きっちり定義することでビジョンを達成します。

それらを定義したものが組織図であり、職能要件書や職務基準書と言われるものです。

一人ひとりの社員が、会社のビジョン達成に向け、自分の部門の役割をしっかりと理解し、自分の能力に応じたやるべき職務を明確化し、そこで初めて仕事となるのです。

また、ヒトとモノとの違いは、ヒトは成長するということところです。

人事制度の要素としても一つ、人材育成の仕組みであるということが言えます。

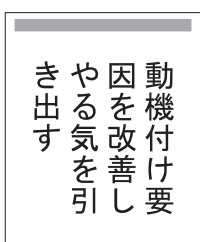
ストレッチ目標という言葉があります。

思いきりジャンプをしな

いと届かない目標ではなく、手を伸ばせば簡単に届く目標でもなく、少し背伸びが必要な目標のことです。

この少しずつの背伸びが、社員を成長に向かわせます。

人事評価の目的は、出来た、出来なかった、の成績表ではなく、上司と部下が組織と個人の成果目標を明確にして、その達成に向け一人ひとりに課せられた職務遂行の助言を行い、また、能力および意欲の向上を図る人材育成の方法なのです。



ヒトは成長すると言いましたが、一方、ヒトはやる気によって生産性が上がったり下がったりすることもあり、事実です。

社員のやる気を高め、積極的態度を引き出すことも、人事制度の大事な要素の一つです。

臨床心理士のハーズバーグによれば、人が仕事に対して、満足する要因と不満足を感じる要因は別であると言っています。

労働条件や給与などは「衛生要因」といって、これらが満たされないと不満となり、会社を辞めてしまうと言われています。

ですので、これらは入社する際に、労働契約書等で予め明確にする必要があります。

しかし、仕事に満足しモチベーションを高めるためには、違った別の要因が必要で、それらは達成感であったり、承認であったり、やりがいといった「動機付け要因」で得られるといいます。

明確な職務基準と評価基準、目標の設定があつてこそ、達成感や、承認や、やりがい、満たされ社員が成長するのです。

社員のやる気が上がって、業績も上がる組織を設計しましょう。

令和2年度税制改正提言

山田白石市長及び小川白石市議会議長へ当会税制委員長佐藤義信（副会長）より「令和2年度税制改正に関する提言書」を交付（令和元年11月27日）

山田裕一白石市長へ
税制改正を提言

小川真人市議会議長へ
税制改正を提言



法人会は、令和2年度税制改正に向けた提言をまとめ、政府・関係省庁に対して、私たちの声を実現に向けたオピニオン活動を展開して参ります。多岐に亘る提言をおこなっていますが、要約を掲載いたします。

1 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

今後の税財政を考えるうえで重要な要素となるのは団塊の世代の動向である。

この世代の先頭が後期高齢者入りするのは2022年であり、2025年度は団塊の世代すべてが後期高齢者に達する年である。

つまり、政府のPB黒字化目標年度は遅すぎるわけで、本来なら団塊の世代の先頭が

後期高齢者入りする前に黒字化目標を設定すべきである。

(1) 一般の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠だった。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の環境整備は必要だが、本年度に引き続き、来年度当初予算においても臨時・特別の措置を講じることとしている。しかし、それがバラマキ政策となつてはならない。

(2) 政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を達成した。

2019年度から21年度の基盤強化期間についても、引き続き社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 一般の消費税率引き上げに伴って本年10月より軽減税率制度が導入されるが、これによる減収分については安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障給付費の財源は公費と保険料である。適正な「負担」と重点化・効率化による「給付」の抑制を可能な限り実行しないと、持続可能な社会保障制度の構築も財政の健全化も実現できない。

とりわけ、医療と介護分野は給付の急増が見込まれており、ここに改革のメスを入れなければならない。

超高齢化社会が急速に進展する今、社会保障は「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直す必要があるが、その際に重要なのは公平性の視点である。たとえば医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じることによる原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療

報酬（本体）体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者として、給付者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。

その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

一般の消費税率引き上げは国民に痛みを求めるものであり、その前提として「行革の

徹底」が不可欠であったことを想起せねばならない。

地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るのである。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

本年10月から導入される軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

軽減税率制度導入後は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) 現在施行されている「消費税軽減税率対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

「先進国クラブ」と称されるOECD（経済協力開発機構）加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっている。

米国もトランプ税制改革で我が国水準以下に引き下げられた。

EU内では一部に引き下げ行き過ぎ論も出ているが、我が国の水準が比較的高いという現実が変わりはない。

国際競争力強化などの観点から、一般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、さらなる引き下げも視野に入る必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。

な課題となる。

消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

- (3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

また、昭和56年以来、80万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

- (2) 租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものとや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入と

する。

なお、それが直ちに困難な場合は、令和2年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

- (3) 中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業のおよそ大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。

その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、

欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

- ② 特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえて、これから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。

このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

令和元年8月～12月までの実施状況及び1月以降の予定

月	事業	会議等
8	(10) 丸森支部/税のPR活動(齋理幻夜) (14) 角田支部/税のPR活動(かくだふるさと夏祭り)	(2) 青年部会役員会 (29) 第2回理事会(含:合同委員会・福利厚生連協)
9	●会員増強特別期間(9～12月) (19) 親善ゴルフ大会 (26) 女性部会設立20周年記念講演会・記念式典・祝賀会 (28) 白石/税のPR活動(沢端川・川干し清掃)	(10) 支部事務担当者会議 (11) 東北税理士会との連絡協議会
10	(9) 改正税法説明会 (11) 租税教室講師養成研修/青年部会・女性部会 (18) 女性部会/被災地物資支援 (23) 中小企業会計啓発・普及セミナー ・各支部/税のPR活動 大河原・柴田(中止) (18) 村田・(19.20) 蔵王・(20) 川崎	(16) 女性部会三役会 (30) 中間決算監査会
11	《税を考える週間:11～17日》 (6) 新設法人説明会 (8) 社員セミナー〈落語で学ぶ商売繁盛〉 (14.15) 年末調整説明会 (20) 租税教室 女性部会/大河原小 (21) 仙南ひまわり会講演会 (26) 租税教室 青年部会/藤尾小 (27) 税制改正要望陳情	() 広報委員会 ※台風により中止・書面開催 (7.8) 全国青年の集い(大分大会) (11) 納税表彰式
12	(1) 青年部会経営研修会 (3) 女性部会/冬の節電啓発事業 (3) 租税教室 青年部会/白川小・(12)西住小(中止) (10) 法人税申告等に係る説明会(下半期) (13) 租税教室 女性部会/宮小・(18)村田小	(1) 青年部会役員会・全体交流会
1	(17) 租税教室 女性部会/白石第一小 (28) 新春講演会・新年賀詞交歓会 (30) 女性部会絵はがき選考会/研修会・新年交流会	(30) 女性部会役員会
2	(7) 青年部会/特別講演会	(13) 支部事務担当者会議
3	(1～15日) 税に関する絵はがきパネル展示	() 総務委員会、組織委員会、事業委員会、厚生委員会 () 第3回理事会

1. 親会の活動状況

税知識の普及等を図るため、改正税法説明会、新設法人説明会等を実施

【改正税法説明会】

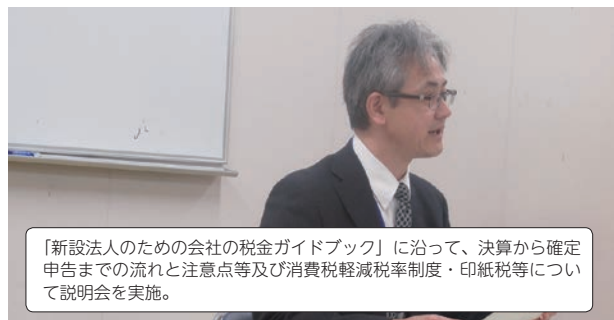
- ・実施日: 令和元年10月9日
- ・場所: 大河原税務署東庁舎
- ・講師: 法人課税部門統括調査官 千葉真紀子氏
法人課税部門上席調査官 遠田 洋一氏
- ・参加者: 15名



「税制改正のあらまし」に沿って、法人税等の税制改正及び消費税の軽減税率制度について説明会を実施。

【新設法人説明会】

- ・実施日: 令和元年11月6日
- ・場所: 大河原税務署東庁舎
- ・講師: 法人課税部門統括調査官 千葉真紀子氏
法人課税部門上席調査官 遠田 洋一氏
管理運営部門総括上席徴収官 志田 直樹氏
- ・参加者: 15名



「新設法人のための会社の税金ガイドブック」に沿って、決算から確定申告までの流れと注意点等及び消費税軽減税率制度・印紙税等について説明会を実施。

【年末調整・消費税軽減税率説明会】

- ・実施日：令和元年11月14日、15日
- ・場 所：ホワイトキューブ、えずこホール
- ・講 師：大河原税務署法人課税部門（源泉所得税担当）
- ・参加者：419名



【中小企業会計啓発・普及セミナー】

- ・実施日：令和元年10月23日
- ・場 所：まちづくりオーガ（イベントホール）
- ・講 師：橘 真美子氏（中小企業診断士）
- ・テーマ：経営力向上のヒント
- ・参加者：12名



【社員セミナー】

- ・実施日：令和元年11月8日
- ・場 所：ベネシアンホテル白石蔵王（白石）
- ・講 師：三遊亭究斗氏（ミュージカル落語家）
- ・テーマ：落語で学ぶ商売繁盛
- ・参加者：18名



【法人税申告等に係る説明会】

- ・実施日：令和元年12月10日
- ・場 所：大河原税務署東庁舎
- ・講 師：法人課税部門上席調査官 遠田 洋一氏
- ・参加者：7名



【仙南ひまわり会との共催による講演会】

- ・実施日：令和元年11月21日
- ・場 所：しんきんホール（仙南信用金庫本店）
- ・講 師：村田 兆治氏（野球評論家・元プロ野球選手）
- ・テーマ：人生先発完投 限りなき挑戦
- ・参加者：200名



企業の最大の資産である人を生かして、相手を知り、創造する事で「商売繁盛」に繋げていく等、講師・劇団四季入団の経験があり、ミュージカル調の落語を取り入れた講演であった。

異業種交流による会員親睦

健康増進・会員親睦のため、是非ご参加ください。

【親善ゴルフ大会】

・実施日：令和元年9月19日 ・場 所：仙台南ゴルフ倶楽部 ・参加者：14人



優勝者・高橋英明さん

2. 青年部会活動模様

【全国青年の集い・大分大会】

・実施日：令和元年11月7日～8日 ・場 所：大分県iichiko総合文化センターグランシアタ（大分県大分市）
・参加者：大泉拓也部会長ほか3名 ・テーマ：湧き上がれ！未来を動かす熱きパワー～「豊の国おおいた」からの第一歩～



青年部会活動の柱である租税教育活動や部会員増強について、一年間の取り組みと成果を発表表彰し、全国青年部会の連携強化、さらなる活動と発展のため開催されました。

【社会貢献活動】

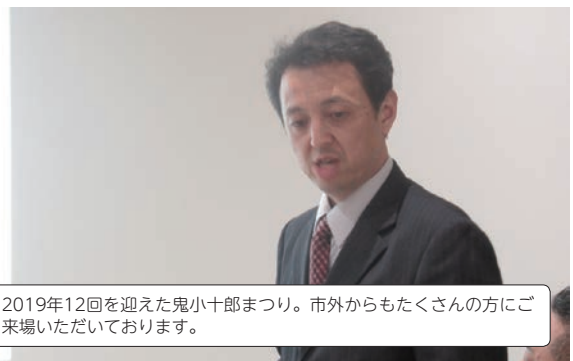
・実施日：令和元年11月27日
・場 所：角田市立西根小学校
・寄贈先：角田市父母教師会連合会



角田市の小中学校の児童生徒の研修の充実を図るため、寄贈・音響機材を寄贈した。

【経営講演会】

・実施日：令和元年12月1日
・場 所：コワーキングスペースSyu（白石）
・講 師：森 建人氏（㈲森昭 代表取締役）
・テーマ：鬼小十郎まつりについて
・参加者：15名



2019年12回を迎えた鬼小十郎まつり。市外からもたくさんの方にご来場いただいております。

3. 女性部会活動模様

【女性部会設立20周年記念講演会・記念式典・祝賀会】

- ・実施日：令和元年9月26日
- ・場 所：ウェディングパーク桜フローラ（大河原）
- ・講 師：かいやま由起 氏（シャンソン歌手）
- ・テーマ：私が歩んできたシャンソン人生
- ・参加者：27名（当部会）



記念講演会の後、記念式典が執り行われ、八重樫部会長の式辞及び来賓者を代表して大 河原税務署長、女性部会連絡協議会会長、仙南法人会会長よりご祝辞を頂きました。また、2代からの歴代部会長3名の方へ感謝状の贈呈がおこなわれた。

【台風第19号・支援物資寄贈】

- ・実施日：令和元年10月18日
- ・寄贈先：丸森町商工会
- ・支援内容：水・カイロ
ウェットティッシュ



春日部支部長へ八重樫部会長より、台風被害により、断水状態の丸森へ水等の物資をお渡ししました。

【台風第19号・未使用タオルの寄贈】

- ・実施日：令和元年11月13日
12月23日
- ・寄贈先：社会福祉法人ふくじゅの森
仙南中央病院
グループホームたかのす
- ・支援内容：未使用タオル



仙台南法人会女性部会様からたくさんのタオルを頂戴しました。被害の大きい施設へ当部会員からのタオルと合わせてお渡しさせていただきました。皆様のご協力、誠にありがとうございました。

【節電活動（いちごプロジェクト）】

- ・実施日：令和元年12月3日
- ・場 所：齋理屋敷・八雄館（丸森町）
- ・活動内容：防寒グッズ（靴下）配布



防寒グッズを配布し、「無理のない節電を」と啓発活動を実施しました。

ビッグハートネットワーク寄贈

この事業は法人会の福利厚生制度である「経営者大型総合保障制度」の紹介運動として、両者が一定額を寄付金として積み立てる「ビッグハートネットワーク」によるものです。

★丸森町 ・実施日：令和元年9月25日

一般社団法人宮城県法人会連合会、公益社団法人仙南法人会は大 同生命保険㈱様、AIG損害保険㈱様とともに、丸森町（内訳：町内立小学校8校、町立中学校1校 計9校）に学校給食用食器（各仕切皿、ボール、トレイ）購入費を寄贈しました。

9月25日、丸森町役場を宮城県法人会連合会 大川明雄理事・厚生委員長、仙南法人会 春日部泰昭副会長ら7人が訪れ、保科郷雄町長に目録を手渡しました。



★白石市 ・実施日：令和元年10月4日

白石市役所を宮城県法人会連合会 事務局、仙南法人会 村上睦夫筆頭副会長ら9人が訪れ、山田裕一市長、ひかり幼稚園 深田園長代理に園長代理に段ブロック（目録）を手渡しました。この事業は法人会の福利厚生制度である「経営者大型総合保障制度」の紹介運動として、両者が一定額を寄付金として積み立てる「ビッグハートネットワーク」によるものです。（※段ブロックとはダンボールでできたブロックを組み合わせて作るおもちゃです。）



青年部会・女性部会による租税教室模様

仙南エリアの小学校7校の小学6年生を対象に、税の意義や役割についてアニメやクイズ等を用いて楽しくわかりやすい租税教室を開催。併せて、1億円レプリカで「1億円重量あてクイズ」を実施。

【青年部会による租税教室】

★角田市立藤尾小学校

- ・実施日：令和元年11月26日
- ・参加者：20名



★白石市立白川小学校

- ・実施日：令和元年12月3日
- ・参加者：12名



【女性部会による租税教室】

★大河原町立大河原小学校

- ・実施日：令和元年11月20日
- ・参加者：147名



★村田町立村田小学校

- ・実施日：令和元年12月18日
- ・参加者：78名



★蔵王町立宮小学校

- ・実施日：令和元年12月13日
- ・参加者：31名



★白石市立白石第一小学校

- ・実施日：令和2年1月17日
- ・参加者：66名



4. 各支部における経営支援活動及び税のP R活動等

●経営セミナー等開催状況

【蔵王支部】

- ・実施日：令和元年12月6日
- ・場 所：旅館 源兵衛
- ・講 師：仙南法人会蔵王支部
支部長 佐藤義信氏

いまだきのキャッシュレス決済とスマートフォン活用について研修会を実施。



●税のP R活動状況

地域イベント会場に法人会コーナーを設け、税金クイズや税のP Rグッズ、地域特産品の提供を行い税のP R活動を実施

【白石支部】

- ★《白石城お堀清掃》での税のP R活動
- ・実施日：令和元年9月28日
- ・場 所：白石城お堀周辺



【角田支部】

- ★《かくだふるさと夏まつり》での税のP R活動
- ・実施日：令和元年8月14日
- ・場 所：仙台銀行角田支店駐車場



【蔵王支部】

- ★《産業祭り》での税のP R活動
- ・実施日：令和元年10月19日～20日
- ・場 所：ふるさと文化会館ございんホール



【丸森支部】

- ★《齋理幻夜》での税のP R活動
- ・実施日：令和元年8月10日
- ・場 所：齋理屋敷前



【川崎支部】

- ★《川崎商工祭り》での税のP R活動
- ・実施日：令和元年10月20日
- ・場 所：国道286号沿い特設会場（川崎町）



【村田支部】

- ★《蔵の陶器市》での税のP R活動
- ・実施日：令和元年10月18日～20日
- ・場 所：相山タクシー駐車場



※台風の影響により、柴田支部・大河原支部のPR活動は中止となりました。

5. 各種会議

【第2回理事会】

- ・実施日：令和元年8月29日
- ・場 所：和洋亭ぶざん（大河原）



渡邊会長の挨拶の後、4件の決議事項と3件の報告事項すべて了承となり、合わせて、各委員会の合同委員会及び福利厚生制度連絡協議会を実施。

【支部事務担当者会議】

- ・実施日：令和元年9月10日
- ・場 所：大河原町商工会



本部会議、会員の状況、増強の取組み、各支部の今後の事業等について会議をおこない、情報共有を図った。

【東北税理士会税理士大河原支部との連絡協議会】

- ・実施日：令和元年9月11日
- ・場 所：ベネシアンホテル白石蔵王



東北税理士会大河原支部川田支部長及び当会村上筆頭副会長の挨拶後、仙南法人会会員増強の取組等について、意見交換会を実施。

1. 会員加入勧奨のお願い

●法人会は「よき経営者を目指す」ための全国組織です。

「もっと積極的な経営をめざしたい！正しい税務知識を身につけたい！」そんな経営者の皆さんを支援する団体です。税のオピニオンリーダーとしての活動や、会員の研鑽を目的とした各種の研修会や、地域に密着した地域振興、社会貢献活動等を積極的に行っております。

経営者育成のための青年部会、女性部会もありますので、まだ入会されていない事業所等がありましたら、是非ご紹介お願い致します。

●入会の特典

- ①経営知識、税関連のセミナー等の無料受講、資料提供
- ②福利厚生制度の充実（法人会向けの各種保険の団体加入扱い、健康診断の割引制度）
- ③異業種の皆さんとの交流によるビジネスチャンスの拡大 等

2. インターネットセミナーの利用について

- 法人会では、経営・人材育成・IT・労務・財務等21種のカテゴリーで850余のコンテンツを登録したインターネットセミナーを無料でご覧いただけます。

経営戦略、社員教育、自己研鑽等にご利用ください。（会員ID：h j 1219 パスワード：5372）

税理士会による無料相談所とは

わが国では、納税者自らが自分の所得や税額を計算して納付する（自主申告納税制度）を採用しております。

税理士は、このような制度の中で納税者が正しく申告し、納税できるように、独立した公正な立場で依頼者の相談に応じたり、申告書類の作成指導や税務代理などを目的とする職業専門家であります。

税理士記念日 無料相談会

税理士法に基づき、社会奉仕活動の一環として、小規模な事業者の皆さんたちが自分で申告書を作成できるように、相談所を開設しております。

- ◆日 時 令和2年2月21日（金） 10時～15時
- ◆場 所 各税理士事務所（※相談希望の方は令和2年2月17日（月）までに事務局にご連絡下さい。）
- ◆内 容 所得税の確定申告相談、確定申告の作成指導、消費税等の税務相談
- ◆主 催 東北税理士会大河原支部
- ◆事務局 川田正宣税理士事務所 TEL 0224-25-2561

ご挨拶



事務局長 **鈴木 富仁**

11月より、事務局運営をおこなうことになりました。
何卒、宜しくお願いします。

令和元年分

確定申告

ネット申告が
(e-Tax)
更に便利に
なりました!

スマホで
申告
できます

詳しくは↓

確定申告 検索

申告と納税

窓口での相談・申告書の受付は、
令和2年2月17日(月)からです。

所得税および
復興特別所得税・贈与税

令和2年

3月16日(月)まで

消費税および
地方消費税(個人事業者)

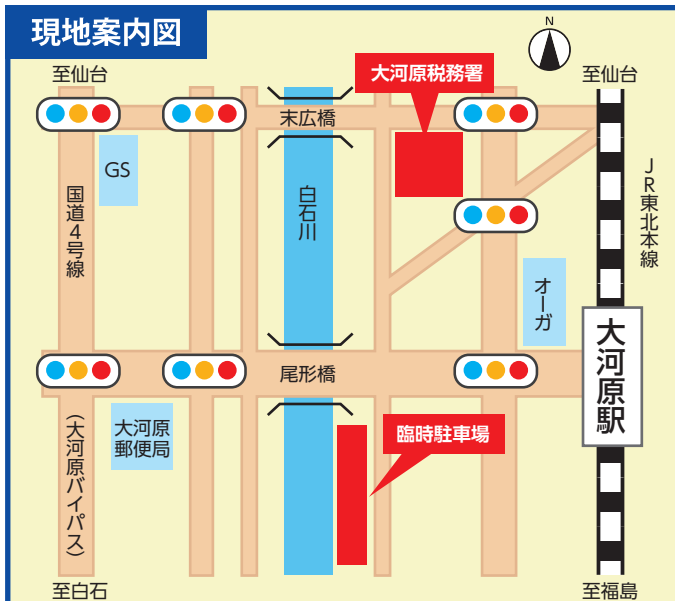
令和2年

3月31日(火)まで

申告の際にはマイナンバーの記載
+本人確認書類の提示
又は写しの添付が必要です。
ネット申告(e-Tax)で提出の場合は、
本人確認書類の提示
又は写しの添付は不要です。



現地案内図



申告書作成会場は大変混雑します。
ご自宅のパソコンで申告書の作成を!!

○申告書作成会場

大河原税務署
柴田郡大河原町大谷字末広 12-1
0224-52-2202

○設置期間

令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで
※土曜日・日曜日・祝日等を除きます。
※設置期間前は申告書作成会場を設けておりません。

○開設時間

午前9時から午後4時まで
※提出は午後5時まで。

○留意事項

確定申告書等の提出の際には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要となります。
※雑損控除の適用を受けられる方の申告相談は、1月中旬から受け付けております。

大河原税務署

スマホ×確定申告～進化するスマート申告！～ マイナンバーカードでスマホからe-Taxの利用が可能に！

税務署に出向く必要なし

令和2年1月から、パソコンとICカードリーダーがなくても、いつでもどこでも、スマホで所得税申告ができます。

マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマホなどで申請でき、**無料で取得**できます。
詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法



スマホによる申請はこちら



用意するものは次の2つ！

①マイナンバーカード



②マイナンバーカードを読み取れるスマホ



iPhoneでも! Androidでも!
マイナンバーカード対応の
スマホ一覧はこちら →



毎年確定申告会場は混雑…。
でも、インターネットでの
確定申告(e-Tax)は
すごく便利です。



消費税の軽減税率制度

国税庁

消費税確定申告書を作成するためには、
「区分経理」が必要です。

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、消費税確定申告書を作成するためには…



売上げや仕入れ(経費)を税率ごとに区分して
帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。

軽減税率制度に関するお問合せ先

● 軽減コールセンター〈消費税軽減税率電話相談センター〉

☎ フリーダイヤル/ 0120-205-553

🕒 受付時間/ 9:00～17:00(土日祝除く)

国税庁ホームページ

右のコードから特設サイトへ

軽減税率 国税庁

検索



安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約37万社

※2018年度末 当社調べ
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数



DJIDO 大同生命保険株式会社 仙台支社 仙南営業所/宮城県柴田郡大河原町大谷字町向126-4 TEL 0224-51-3601



AIG損保
法人会のビジネスガード
Business Guard

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ 会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション

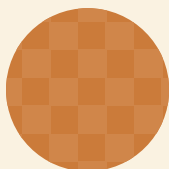


政府労災の上乗せ補償	ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)	火災と地震災害に備える	プロパティ・カネ・ド・ヤ企業地震保険 (企業財産保険・財物損害補償特約・地震・火災補償特約等)
会社で入る医療補償	ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約)	個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応	情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)
初期のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルに備える	スマートプロテクト (総合事業者保険)	役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	MRP保険 (マネジメントリスクプロテクション保険)
地域社会に貢献する	ビジネスガードAUTO (法人会の自動車保険)	飲食物品・化粧品のリコール時に 発生する様々な費用を補償	CPI (生産物品質保険・CPI限定型)
企業向け第三者賠償責任保険	STARS (事業総合賠償責任保険)	海外進出企業向けサポートプラン	WorldRisk

AIG損害保険株式会社
URL: <http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先
仙台支店
〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3 富士火災仙台ビル4F
TEL 022-726-7661 FAX 022-213-4755
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。
(B-180010 2020-01)



今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とご家族の皆様
に安心をお届けしてまいります
本年も何卒
よろしくお願い申し上げます

令和二年

謹賀
新年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 仙台総合支社
〒980-6122 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)